

# 兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第12号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局地域医師修学資金貸与規程 .....	1
○ 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程 .....	3
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程 .....	21
○ 兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程 .....	21
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程 .....	24
○ 病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程 .....	25
○ 病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程 .....	25

## 病院局管理規程

病院局地域医師修学資金貸与規程をここに公布する。  
平成22年3月31日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

### 兵庫県病院局管理規程第1号

#### 病院局地域医師修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、将来、指定県立病院において医師として勤務しようとするものに対して、県が修学資金を貸与することにより、当該指定県立病院の医師の確保・充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（自治医科大学を除く。）をいう。
- (2) 指定県立病院 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第2条第2項に規定する兵庫県立淡路病院、兵庫県立柏原病院その他同項に規定する病院のうち兵庫県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものをいう。
- (3) 医師 指定県立病院において勤務する医師をいう。

(貸与を受ける者の要件)

第3条 管理者は、次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 大学の医学の学部に進学していること。
- (2) 大学卒業後、医師免許を取得し、直ちに指定県立病院において2年間の臨床研修を修了後、引き続き同じ県立病院等に勤務する意思を有していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。

(修学資金の額等)

第4条 修学資金として貸与する金額は、大学1年生から大学4年生までの期間にあつては月額125,000円、大学5年生及び大学6年生の期間にあつては月額175,000円とする。

2 修学資金を貸与する期間は、大学における正規の修学期間とする。

3 修学資金は、無利息とする。

4 管理者は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、要領で定めるところにより、連帯保証人（修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して債務を負担する者をいう。）を2人立てなければならない。

## (貸与の取消し)

第6条 管理者は、修学資金の貸与の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を支給することが不適当であると認められるとき。

## (貸与の一時停止)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

- (1) 長期欠席又は休学したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が、修学資金を支給することが不適当であると認めたとき。

## (返還の猶予)

第8条 管理者は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 指定県立病院において医師として勤務する期間
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると管理者が認めたとき、当該理由が存する期間
- (3) 前2号に規定する場合のほか、管理者が特に必要があると認めた期間

## (返還の免除)

第9条 管理者は、被貸与者が指定県立病院の医師として修学資金の貸与相当期間（修学資金の貸与期間が4年未満の場合は4年間）勤務したとき（臨床研修を受ける期間を含む。）は、要領で定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。

- 2 管理者は、被貸与者が指定県立病院に在職している期間中に業務に起因して死亡したとき、又は当該期間中に業務に起因して精神若しくは身体の機能に著しい障害が生じ、労働能力を喪失したときは、要領で定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。
- 3 前2項に規定する場合のほか、やむを得ない理由により、管理者が修学資金の返還の債務を免除することが適当と認めた場合には、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

## (返還)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、要領で定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括して返済しなければならない。

- (1) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。
  - (2) 第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができなくなったとき。
  - (3) 死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。
  - (4) 大学を卒業後、引き続き指定県立病院において臨床研修を受けないとき。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して納付させることができる。

## (延滞利息)

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

## (予算の確保)

第12条 管理者は、病院局地域医師修学資金貸与制度の円滑な運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

## (補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。



の給料の支給日までに支給するようにならなければならない。

10 勤務時間規程第14条の2の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「勤務した月の翌々月」とあるのは、「勤務時間規程第14条の2の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

第40条第1項中「100分の140（）」を「100分の125（）」に、「100分の160）」を「100分の145）」に、「100分の160（）」を「100分の150（）」に、「100分の180）」を「100分の165）」に、「100分の120）」を「100分の105）」に、「100分の140）」を「100分の130）」に改め、同条第2項中「100分の140）」を「100分の125）」に、「100分の75）」を「100分の65）」に、「100分の160）」を「100分の150）」に、「100分の120）」を「100分の105）」に、「100分の65）」を「100分の55）」に、「100分の130）」とあるのは「100分の75）」に改める。

第42条第1項第1号中「100分の75）」を「100分の70）」に、「100分の95）」を「100分の90）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を削る。

第43条第2項中「退職した者」の右に「(条例第21条第2項各号に掲げる者を含む。)」を加える。

第47条の3第3項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第43条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものをいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上）」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第47条の3第3項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第47条の3第5項を削る。

第50条第2項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 勤務時間規程第14条の2第1項に規定する超勤代休時間

第50条第2項第8号中「1暦年」を「1年度」に改める。

附則第17項中「病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成18年兵庫県病院局管理規程第3号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第5項から第7項まで及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成20年兵庫県病院局管理規程第4号。以下「平成20年改正規程」という。）附則第7項から第9項まで」を「病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第2号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第4項から第6項まで」に、「平成18年改正規程附則第5項から第7項まで、平成20年改正規程附則第7項から第9項まで」を「平成22年改正規程附則第4項から第6項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額									
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	215,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	217,500	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	219,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	221,200	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	222,900	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	224,800	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	226,700	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	228,500	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	230,200	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	232,100	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	234,000	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	235,800	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	237,500	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	239,400	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	241,200	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	243,100	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	244,900	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	246,800	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	248,600	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	250,400	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	252,200	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	254,200	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	256,200	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	258,200	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	260,100	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	262,000	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	263,900	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	265,700	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	267,700	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	269,600	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	271,500	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	273,400	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	275,300	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	277,200	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	279,100	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	281,000	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	191,600	248,000	282,700	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	192,900	249,600	284,600	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	194,200	251,200	286,500	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	195,500	252,800	288,400	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	
	41	196,900	254,200	290,100	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200	
	42	198,200	255,600	291,900	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	542,100	
	43	199,500	257,000	293,700	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	543,000	
	44	200,800	258,400	295,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	543,900	
	45	202,000	259,700	297,400	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	544,800	
	46	203,300	261,100	299,100	353,800	375,900	404,200	447,900	482,000		
	47	204,600	262,500	300,800	355,400	376,800	404,900	448,700	482,800		
	48	205,900	263,900	302,500	357,000	377,700	405,600	449,500	483,600		
	49	207,100	265,200	304,200	358,700	378,700	406,400	450,100	484,400		
	50	208,200	266,400	305,900	359,900	379,500	407,100	450,900			
	51	209,300	267,700	307,600	361,100	380,300	407,800	451,700			
	52	210,400	269,000	309,300	362,300	381,100	408,500	452,500			
	53	211,600	270,100	310,800	363,300	382,000	409,300	453,100			
	54	212,600	271,400	312,400	364,400	382,700	410,000	453,900			
	55	213,600	272,700	314,000	365,400	383,400	410,700	454,700			
56	214,600	274,000	315,600	366,500	384,100	411,400	455,500				

再任用職員	57	215,400	275,200	317,300	367,400	384,800	412,100	456,100			
以外の職員	58	216,400	276,300	318,900	368,100	385,500	412,800	456,900			
	59	217,300	277,400	320,500	368,800	386,200	413,500	457,700			
	60	218,300	278,500	322,100	369,500	386,900	414,200	458,500			
	61	219,200	279,700	323,600	370,100	387,400	414,800	459,100			
	62	220,200	280,700	324,800	370,800	388,100	415,500	459,900			
	63	221,200	281,700	326,000	371,500	388,800	416,200	460,700			
	64	222,200	282,700	327,200	372,200	389,500	416,900	461,500			
	65	223,000	283,700	328,300	372,700	390,000	417,400	462,100			
	66	224,000	284,600	329,300	373,400	390,700	418,000				
	67	225,000	285,500	330,200	374,100	391,400	418,700				
	68	226,100	286,400	331,200	374,800	392,100	419,400				
	69	226,900	287,400	332,100	375,300	392,600	419,900				
	70	227,700	288,200	332,900	376,000	393,300	420,600				
	71	228,500	289,000	333,700	376,700	394,000	421,300				
	72	229,300	289,800	334,500	377,400	394,700	422,000				
	73	230,100	290,600	335,400	377,900	395,200	422,500				
	74	230,800	291,100	336,100	378,600	395,900	423,200				
	75	231,500	291,600	336,800	379,300	396,600	423,900				
	76	232,200	292,100	337,500	380,000	397,300	424,600				
	77	233,000	292,500	338,000	380,500	397,800	425,100				
	78	233,800	292,900	338,600	381,100	398,500	425,800				
	79	234,600	293,300	339,200	381,700	399,200	426,500				
	80	235,400	293,700	339,800	382,300	399,900	427,200				
	81	236,100	294,000	340,200	383,000	400,400	427,700				
	82	236,800	294,400	340,700	383,600	401,100					
	83	237,500	294,800	341,200	384,200	401,800					
	84	238,200	295,200	341,700	384,800	402,500					
	85	239,000	295,500	342,200	385,500	403,000					
	86	239,700	295,900	342,700	386,100	403,700					
	87	240,400	296,300	343,200	386,700	404,400					
	88	241,100	296,700	343,700	387,300	405,100					
	89	241,900	297,000	344,200	388,000	405,600					
	90	242,400		344,700		406,300					
	91	242,900		345,200		407,000					
	92	243,400		345,700		407,700					
	93	243,700		346,100		408,200					
	94			346,600							
	95			347,100							
	96			347,600							
	97			347,900							
	98			348,400							
	99			348,900							
	100			349,400							
	101			349,700							
	102			350,200							
	103			350,700							
	104			351,200							
	105			351,500							
	106			351,900							
	107			352,300							
	108			352,700							
	109			353,200							
	110			353,600							
	111			354,000							
	112			354,400							
	113			354,900							
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。  
別表第3（第2条関係）

看護職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任用職 員外の 職員	1	円 153,300	円 180,500	円 229,300	円 254,700	円 285,600	円 332,100	円 379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	

61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700	
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300	
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900	
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400	
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000	
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600	
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200	
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700	
94	283,600	318,600	354,100	373,400	403,300	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	403,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	404,500	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	405,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	405,600	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	406,200	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	406,800	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	407,300	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	407,900	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	408,500	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	409,100	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	409,600	
106	293,800	326,200	360,700	379,700		
107	294,300	326,700	361,200	380,200		
108	294,800	327,200	361,700	380,700		
109	295,300	327,700	362,200	381,300		
110	295,700	328,100	362,700	381,800		
111	296,100	328,500	363,200	382,300		
112	296,500	328,900	363,700	382,800		
113	296,900	329,300	364,200	383,400		
114	297,300	329,700	364,700	383,900		
115	297,700	330,100	365,200	384,400		
116	298,100	330,400	365,600	384,900		
117	298,400	330,700	366,000	385,500		
118	298,800	331,100	366,500	386,000		
119	299,200	331,500	367,000	386,500		
120	299,600	331,900	367,500	387,000		

121	299,900	332,100	367,900	387,600			
122	300,300	332,500	368,400	388,100			
123	300,700	332,900	368,900	388,600			
124	301,100	333,300	369,400	389,100			
125	301,300	333,600	369,800	389,700			
126	301,700	334,000	370,300	390,200			
127	302,100	334,400	370,800	390,700			
128	302,500	334,800	371,300	391,200			
129	302,700	335,100	371,700	391,800			
130	303,100	335,500	372,200	392,300			
131	303,500	335,900	372,700	392,800			
132	303,900	336,300	373,200	393,300			
133	304,100	336,600	373,600	393,900			
134	304,500	337,000	374,100	394,400			
135	304,900	337,400	374,600	394,900			
136	305,300	337,800	375,100	395,400			
137	305,500	338,100	375,500	396,000			
138	305,900	338,500					
139	306,300	338,900					
140	306,700	339,300					
141	306,900	339,600					
142	307,300	340,000					
143	307,700	340,400					
144	308,100	340,800					
145	308,300	341,100					
146	308,700	341,500					
147	309,100	341,900					
148	309,500	342,300					
149	309,700	342,600					
150	310,000	343,000					
151	310,300	343,400					
152	310,600	343,800					
153	311,000	344,100					
154	311,300	344,500					
155	311,600	344,900					
156	311,900	345,300					
157	312,300	345,600					
158	312,600	346,000					
159	312,900	346,400					
160	313,200	346,800					
161	313,600	347,100					
162	313,900	347,500					
163	314,200	347,900					
164	314,500	348,300					
165	314,900	348,600					
166	315,200						
167	315,500						
168	315,800						
169	316,200						
170	316,500						
171	316,800						
172	317,100						
173	317,500						
174	317,800						
175	318,100						
176	318,400						
177	318,800						
再任用職員	234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

## 別表第4（第2条関係）

## 技能労務職給料表

## 第1

職員の区分	号給	給料月額
	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	121,600
	10	122,500
	11	123,500
	12	124,400
	13	125,400
	14	126,400
	15	127,400
	16	128,400
	17	129,200
	18	130,200
	19	131,200
	20	132,300
	21	133,100
	22	134,100
	23	135,100
	24	136,100
	25	137,200
	26	138,400
	27	139,600
	28	140,800
	29	141,900
	30	143,100
	31	144,300
	32	145,500
	33	146,700
	34	148,200
	35	149,700
	36	151,200
	37	152,600
	38	154,100
	39	155,600
	40	157,100
	41	158,600
	42	160,400

43	162,200
44	164,000
45	165,800
46	167,500
47	169,200
48	170,900
49	172,600
50	174,100
51	175,600
52	177,100
53	178,500
54	180,000
55	181,500
56	183,000
57	184,500
58	185,700
59	187,000
60	188,300
61	189,700
62	190,800
63	192,000
64	193,200
65	194,400
66	195,600
67	196,700
68	197,800
69	200,100
70	201,600
71	203,100
72	204,600
73	206,100
74	207,700
75	209,300
76	210,900
77	212,300
78	214,000
79	215,700
80	217,400
81	218,900
82	220,100
83	221,300
84	222,500
85	223,800
86	225,400

再任用職員	87	227,000
以外の職員	88	228,600
	89	230,300
	90	233,300
	91	236,200
	92	239,000
	93	247,300
	94	248,700
	95	250,100
	96	251,500
	97	252,700
	98	254,000
	99	255,300
	100	256,600
	101	257,700
	102	259,000
	103	260,300
	104	261,600
	105	262,700
	106	263,900
	107	265,100
	108	266,200
	109	267,400
	110	268,600
	111	269,800
	112	271,000
	113	272,000
	114	273,100
	115	274,200
	116	275,300
	117	276,400
	118	277,500
	119	278,600
	120	279,700
	121	280,800
	122	281,900
	123	283,000
	124	284,100
	125	285,000
	126	286,100
	127	287,200
	128	288,300
	129	289,200
	130	290,200
	131	291,200

132	292,200
133	293,100
134	294,100
135	295,100
136	296,100
137	296,900
138	297,800
139	298,700
140	299,600
141	300,500
142	301,400
143	302,300
144	303,200
145	304,000
146	304,800
147	305,600
148	306,400
149	307,200
150	308,000
151	308,800
152	309,600
153	310,200
154	310,900
155	311,600
156	312,300
157	313,000
158	313,600
159	314,200
160	314,800
161	315,500
162	316,000
163	316,500
164	317,000
165	317,300
166	317,800
167	318,300
168	318,800
169	319,100
170	319,500
171	319,900
172	320,300
173	320,800
174	321,200
175	321,600
176	322,000

	177	322,400
再任用職員		247,300

## 第2

職員の区分	号給	給料月額
	201	264,000
	202	265,900
	203	267,800
	204	269,700
	205	271,600
	206	273,500
	207	275,400
	208	277,300
	209	279,200
	210	281,100
	211	283,000
	212	284,900
	213	286,800
	214	288,700
	215	290,600
	216	292,500
	217	294,200
	218	296,000
	219	297,800
	220	299,600
	221	301,200
	222	302,900
	223	304,600
	224	306,300
	225	307,900
	226	309,600
	227	311,300
	228	313,000
	229	314,500
	230	316,000
	231	317,500
	232	319,000
	233	320,600
	234	322,100
	235	323,600

236	325,100
237	326,700
238	328,000
239	329,300
240	330,500
241	331,800
242	333,100
243	334,400
244	335,700
245	337,000
246	338,300
247	339,600
248	340,900
249	342,100
250	343,300
251	344,500
252	345,700
253	346,800
254	347,900
255	349,000
256	350,100
257	351,300
258	352,300
259	353,300
260	354,300
261	355,300
262	356,200
263	357,100
264	358,000
265	358,900
266	360,700
267	362,500
268	364,300
269	365,800
270	366,400
271	367,000
272	367,600
273	368,100

	274	368,700
	275	369,300
	276	369,900
	277	370,400
	278	371,000
	279	371,600
	280	372,200
	281	372,700
	282	373,300
	283	373,900
	284	374,500
	285	375,000
	286	375,600
再任用職員	287	376,200
以外の職員	288	376,800
	289	377,300
	290	377,900
	291	378,500
	292	379,100
	293	379,600
	294	380,200
	295	380,800
	296	381,400
	297	381,900
	298	382,500
	299	383,100
	300	383,700
	301	384,200
	302	384,800
	303	385,400
	304	386,000
	305	386,500
	306	387,100
	307	387,700
	308	388,300
	309	388,800
再任用職員		247,300

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第9 県立粒子線医療センターの項 4 級の欄中

「院 長  
部 長」

を

「院 長  
副 院 長  
参 事  
部 長」

に改める。

別表第10中

「

看 護 長	部 長	看 護 部 長
課 長	看 護 部 次 長	科 長
主 査	科 長	地 域 医 療 連 携 部 長
	看 護 長	
	課 長	

」

を

「

看 護 長	部 長	部 長
課 長	次 長	科 長
主 任 看 護 師	科 長	
主 査	看 護 長	
	課 長	

」

に改める。

別表第16 県立病院の項中「院長（医師・歯科医師職 3 級の者に限る。）」の右に「県立粒子線医療センターを除く県立病院の」を加え、「県立病院の副院長」を「県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長」に改め、「参事（医師・歯科医師職 4 級の者に限る。）」の右に「、総務部長」を加え、「並びに県立姫路循環器病センターの救命救急センター長」を「、県立姫路循環器病センターの救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）」に、「県立病院の参事（医師・歯科医師職 3 級の者に限る。）、総務部長、」を「県立粒子線医療センターを除く県立病院の参事（医師・歯科医師職 3 級の者に限る。）、県立病院の」に改め、「、部長」の右に「（看護職 5 級の者を除く。）」を加え、「県立粒子線医療センターの医療部長」を「県立粒子線医療センターの参事及び医療部長」に、「県立病院の総務部次長」を「県立病院の部長（看護職 5 級の者に限る。）、総務部次長」に改め、「小児救急医療センター次長」の右に「及び指導相談・地域医療連携部次長」を加える。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程）

第 2 条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の 2」に改める。

第 2 章中第14条の次に次の 1 条を加える。

（超勤代休時間）

第14条の 2 管理者は、給与規程第36条第 4 項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、給与規程第36条第 4 項に規定する60時間を超えて勤務した全時間にかかる月（以下第 3 項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間にある勤務日等（第15条第 2 項に掲げる休日及び第16条第 1 項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜ

られる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 管理者は、超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。第5項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与規程第36条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与規程第36条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 育児短時間勤務職員等に係る給与規程第36条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与規程第36条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

4 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

5 管理者は、第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、管理者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

6 管理者は、超勤代休時間の指定に関しては、職員の希望を尊重するとともに、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 超勤代休時間の指定の手續きに関し必要な事項は、別に定める。

第16条第1項中「として、」の右に「第14条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等（以下「超勤代休時間指定勤務日等」という。）及び」を加え、同条第3項中「勤務日等（」の右に「超勤代休時間指定勤務日等及び」を加える。

第20条第1項第4号オ中「管理者」を「人事委員会」に改め、同号カ中「環境美化」を「環境保全」に改め、同号に次のように加える。

キ アからカまでに掲げる活動のほか、国、地方公共団体又は公共の団体が行う地域づくりに係る活動のうち、人事委員会が認める活動

第20条第1項第5号中「週休日」の右に「、第14条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加え、同項第11号を次のように改める。

(ii) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）

イ 当該子に健康診断（母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する健康診断をいう。）、健康診断（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断をいう。）又は予防接種等を受けさせる際の世話

ウ 当該子が在籍する学校又は保育施設等が実施する入学式、卒業式又は授業参観への出席

エ 感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。）の予防のため、当該子が在籍する学校又は保育施設等の全部又は一部が臨時に休業となった場合の当該子の世話

第20条第1項第16号及び第17号中「週休日」の右に「、第14条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加える。

第20条の2第1項及び第2項を次のように改める。

育児休暇は、次に掲げる休暇とする。

(i) 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第3条第5号又は第6号に該当して育児休業をすることができない職員が、当該職員の3歳に満たない子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(2) 職員（次のアからオまでに掲げる職員を除く。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する当該職員の子で子の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから1年を経過しない児童を養育するため、1日の勤務時間の一部（正規の勤務時間の終わりにおいて、1時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

ア 子育て支援条例第21条第1号及び第2号に掲げる職員

イ 育児部分休業の承認を受けている職員

ウ 育児休暇により養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員

エ ウに掲げる職員のほか、職員が育児休暇を取得しようとする時間において、育児休暇により養育する子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

オ 第20条第1項8号の承認を受けた職員

2 育児休暇の期間は、次の各号に掲げる育児休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前項第1号の育児休暇 1回につき1月の期間内において必要と認められる期間

(2) 前項第2号の育児休暇 1回につき1年の期間内において必要と認められる期間

第20条の2第4項を次のように改める。

4 育児休暇の単位は、次の各号に掲げる育児休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 第1項第1号の育児休暇 1日

(2) 第1項第2号の育児休暇 30分

別表第2 血族の款祖父母の項中「祖父母」を「曾祖父母」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料に関する経過措置)

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける給料月額（第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第17項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。）が同日において受けていた給料月額（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成20年兵庫県病院局管理規程第4号）附則第7項から第9項までの規定により給料として支給される額（以下「平成20年現給保障額」という。）を含む。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）であつて、第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないこととなる職員には、給料月額のほか、同号に掲げる額と第2号に掲げる額との差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（平成20年現給保障額を含む。）に、同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給に対応する附則別表の減額率欄に定める率を乗じて得た額。

(2) 改正後の給与規程の規定によりその者が受ける給料月額

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

7 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成19年病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「同日にその者が受けていた管理職手当」を「同日にその者が受けていた管理職手当に減額率（同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給（看護職給料表の適用を受ける職員にあっては、同日に病院事業職員の給与に関する規程を改正する管理規程（平成20年兵庫県病院局管理規程第4号）附則第2項及び第3項の規定の例によるものとした場合にその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給とする。）に対応する病院事業職員の給与に関する規程を改正する管理規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第2号）附則別表の減額率欄に定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額」に、同項第2号中「その者が受けることとなる管理職手当」を「その者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額」に、同項第3号中「同日にその者が受けていた管理職手当」を「同日にその者が受けていた管理職手当に減額率を乗じて得た額」に、同項第4号から第6号までの規定、第8号及び第9号中「その者が受けることとなる管理職手当」を「その者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額」に、同項第10号中「した場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当」を「して前各号の規定によるものとした額」に改める。

附則別表

給料表	職務の級又は種別	号給	減額率
行政職給料表	特10級	1号給から21号給まで	100分の99.7
	10級	1号給から45号給まで	100分の99.7
	9級	1号給から49号給まで	100分の99.7
	8級	1号給から65号給まで	100分の99.7
	7級	1号給から81号給まで	100分の99.8
	6級	1号給から93号給まで	100分の99.8
	5級	1号給から89号給まで	100分の99.8
	4級	17号給から113号給まで	100分の99.8
		13号給から16号給まで	100分の99.9
		1号給から12号給まで	100分の100
	3級	29号給から89号給まで	100分の99.8
		25号給から28号給まで	100分の99.9
		1号給から24号給まで	100分の100
	2級	61号給から93号給まで	100分の99.8
		57号給から60号給まで	100分の99.9
1号給から56号給まで		100分の100	
医師・歯科医師職給料表	4級	1号給から73号給まで	100分の100
	3級	1号給から81号給まで	100分の100
	2級	1号給から85号給まで	100分の100
	1級	1号給から65号給まで	100分の100
看護職給料表	7級	1号給から57号給まで	100分の99.7
	6級	1号給から69号給まで	100分の99.8
	5級	1号給から105号給まで	100分の99.8

	4 級	9 号給から137号給まで	100分の99.8
		5 号給以上 8 号給以下	100分の99.9
		1 号給以上 4 号給以下	100分の100
	3 級	21号給から137号給まで	100分の99.8
		17号給以上20号給まで	100分の99.9
		1 号給以上16号給まで	100分の100
	2 級	45号給から165号給まで	100分の99.8
		41号給から44号給まで	100分の99.9
		1 号給から40号給まで	100分の100
	1 級	61号給から177号給まで	100分の99.8
		57号給から60号給まで	100分の99.9
		1 号給から56号給まで	100分の100
技能労務職給料表	第 1 表	1 号給から68号給まで	100分の100
		69号給から177号給まで	100分の99.8
	第 2 表	201号給から309号給まで	100分の99.8



兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

**兵庫県病院局管理規程第 3 号**

**兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程**

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2の規定に基づくものの款間接撮影の項ミラーカメラ（100ミリ）の目中「750円」を「800円」に改め、同款精密検査の項中「6,150円」を「6,250円」に改める。

第 3 条第 4 項の表子宮がん集団検診料の項中「4,800円」を「4,900円」に改める。

第 3 条第 5 項中「、兵庫県立光風病院」を削る。

第 3 条第 9 項の表駐車場（兵庫県立尼崎病院、兵庫県立塚口病院、兵庫県立西宮病院、兵庫県立淡路病院及び兵庫県立がんセンターの有料駐車場に限る。）の項中「兵庫県立淡路病院」の右に「、兵庫県立こども病院」を加える。

附 則

この管理規程は、平成22年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

**兵庫県病院局管理規程第 4 号**

**兵庫県立淡路看護専門学校学則の一部を改正する管理規程**

兵庫県立淡路看護専門学校学則（平成14年病院局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

授 業 科 目 等

	授 業 科 目	単位数	授業時間数	備考
基礎分野	論理学	1	30	
	情報科学	1	30	
	心理学	1	30	
	カウンセリング	1	15	
	哲学	1	30	
	保健体育	1	30	
	レクリエーション論	1	15	
	家族社会学	1	30	
	文化人類学	1	15	
	英語・英会話Ⅰ	2	60	
	英語・英会話Ⅱ	2	60	
	小 計	13	345	
	専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	15
解剖生理学Ⅱ		1	30	
解剖生理学Ⅲ		2	30	
疾病総論		1	30	
疾病各論Ⅰ		1	30	
疾病各論Ⅱ		1	30	
疾病各論Ⅲ		1	30	
疾病各論Ⅳ		1	30	
疾病各論Ⅴ		2	45	
生化学		1	30	
栄養学		1	30	
薬理学		1	30	
微生物学		1	30	
医療倫理		1	30	
公衆衛生		1	30	
健康教育		2	30	
社会福祉		1	15	
関係法規		1	15	
小 計		21	510	

専門分野Ⅰ	看護学概論		2	45		
	基本技術		1	30		
	援助技術Ⅰ		2	60		
	援助技術Ⅱ		1	30		
	看護過程の展開技術		1	30		
	看護研究・学習支援		1	30		
	経過別看護・主要症状別看護		2	60		
	治療処置別看護		2	45		
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ		1	45	
		基礎看護学実習Ⅱ		2	90	
小 計			15	465		
専門分野Ⅱ	精神看護学	精神保健	1	30		
		性科学	1	15		
		精神臨床看護	1	30		
		精神障害のある患者の看護過程	1	15		
	母性看護学	母性看護概論		1	15	
		母性臨床看護		2	60	
		産褥・褥婦の看護過程		1	15	
	小児看護学	小児看護概論		1	30	
		小児臨床看護		2	45	
		患児の看護過程		1	15	
	成人看護学	成人看護概論		1	30	
		成人臨床看護Ⅰ		1	30	
		成人臨床看護Ⅱ		1	30	
		成人臨床看護Ⅲ		1	30	
		成人臨床看護Ⅳ		1	30	
		成人患者の看護過程		2	45	
	老年看護学	老年看護概論		1	30	
		老年臨床看護		2	45	
		老年患者の看護過程		1	15	
	臨地実習	精神看護学実習		2	90	
		母性看護学実習		2	90	
		小児看護学実習		2	90	
		成人看護学実習Ⅰ		2	90	

		成人看護学実習Ⅱ	2	90	
		成人看護学実習Ⅲ	2	90	
		老年看護学実習Ⅰ	2	90	
		老年看護学実習Ⅱ	2	90	
		小 計	39	1,275	
統合分野	在宅看護論	地域医療論	1	30	
		在宅看護概論	1	15	
		在宅看護方法	1	30	
		訪問看護計画	1	30	
	看護の統合と実践	看護管理Ⅰ	1	30	
		看護管理Ⅱ	2	60	
		総合的技術評価	1	30	
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90	
		統合実習	2	90	
			小 計	12	405
		総 計	100	3,000	

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立淡路看護専門学校学則別表の規定は、平成22年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第5号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の表企画課の項中「調整係 企画係 医療安全係」を「医療安全係 企画係」に改める。

第11条の表中の県立淡路病院の款診療部の項外科の目中「外科 脳神経外科」を「外科 心臓血管外科 脳神経外科」に改める。

第34条の表難病相談センター課長の項の次に次のように加える。

医療連携主任 看護師	県立粒子線医療センターの 医療部	上司の命を受け、医療連携に関する担当事務を掌理し、又は処理する。
---------------	---------------------	----------------------------------

附 則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。



病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

**兵庫県病院局管理規程第 6 号**

**病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程**

病院事業職員の服務に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。  
第19条第3項中「又は外国へ旅行する場合」を削る。

附 則

この管理規程は、平成22年 4月 1 日から施行する。



病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

**兵庫県病院局管理規程第 7 号**

**病院局医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程**

病院局医師修学資金貸与規程（平成17年兵庫県病院局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条及び第 2 条第 3 号中「又は」を削り、「救急」の右に「、循環器内科、心臓血管外科、脳神経外科又は神経内科」を加える。

第 1 条中「医師の充実」を「医師の確保・充実」に改める。

第 4 条 1 項中「4年生の」を「4年生までの」に、「期間は」を「期間にあつては」に改める。

第 5 条中「より」の右に「、」を加え、「連帯保証人」の右に「(修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して債務を負担する者をいう。)」を加える。

第 6 条第 1 号中「失つた」を「失つた」に改め、同条第 2 号中「なくなつた」を「なくなつた」に改める。

第 8 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 9 条第 3 項中「その返還」を「修学資金の返還の」に改める。

第10条中「一括返済」を「一括して返済」に改める。

第11条第 2 項中「年当り」を「年当たり」に、「じゅん 閏 (じゅん)」を「じゅん 閏」に改める。

附 則

この管理規程は、平成22年 4月 1 日から施行する。